

<p><b>平成二十五年法律第五十一号</b></p> <p><b>株式会社海外需要開拓支援機構法</b></p>	<p><b>目次</b></p> <p><b>第一章 総則</b> (第一条—第六条)</p> <p><b>第二章 設立</b> (第七条—第十二条)</p> <p><b>第三章 管理</b></p> <p><b>第四章 業務</b></p> <p><b>第五章 業務の範囲</b> (第二十二条)</p> <p><b>第六節 支援基準</b> (第二十三条)</p> <p><b>第七節 業務の実施</b> (第二十四条—第二十六条)</p> <p><b>第八節 国の援助等</b> (第二十七条・第二十八条)</p> <p><b>第九節 財務及び会計</b> (第二十九条—第三十二条)</p> <p><b>第十章 監督</b> (第三十三条—第三十五条)</p> <p><b>第十一章 解散等</b> (第三十六条・第三十七条)</p> <p><b>第十二章 雜則</b> (第三十八条)</p> <p><b>第十三章 執行</b> (第三十九条—第四十五条)</p> <p><b>附則</b></p>
	<p><b>(機構の目的)</b></p> <p><b>第一条</b> 株式会社海外需要開拓支援機構は、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動（以下「対象事業活動」と総称する。）に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資することを目的とする株式会社とする。</p> <p><b>(数)</b></p> <p><b>第二条</b> 株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）は、一を限り、設立されるものとする。</p> <p><b>(株式の政府保有)</b></p> <p><b>第三条</b> 政府は、常時、機構が発行している株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。以下この条において同じ。）の総数の二分の一以上に当たる数の株式を保有していなければならない。</p> <p><b>(株式、社債及び借入金の認可等)</b></p> <p><b>第四条</b> 機構は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定する募集株式（第四十四条第一号において「募集株式」という。）、同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権（同号において「募集新株予約権」という。）若しくは同法第六百七十六条に規定する募集社債（第三十四条及び同号において「募集社債」という。）を引き受けける者の募集をし、株式交換若しくは株式交付に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。</p> <p><b>2</b> 機構は、新株予約権の行使により株式を発行したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。</p> <p><b>3</b> 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、機構の資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額を超えることとなつてはならない。</p> <p><b>(政府の出資)</b></p> <p><b>第五条</b> 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。</p>
	<p><b>(商号)</b></p> <p><b>第二章 設立</b></p> <p><b>(定款の記載又は記録事項)</b></p> <p><b>第七条</b> 機構の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>一 機構の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）</p> <p>二 設立時発行株式の払込金額（設立時発行株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）</p> <p>三 政府が割当てを受ける設立時発行株式の数（機構を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）</p> <p>四 会社法第二百七条第一項第一号に掲げる事項</p> <p>五 取締役会及び監査役を置く旨</p> <p>六 第二十二条第一項各号に掲げる業務の完了により解散する旨</p> <p>七 機構の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録してはならない。</p> <p>一 監査等委員会又は会社法第二条第十二号に規定する指名委員会等を置く旨</p> <p>二 会社法第二百三十九条第一項ただし書の別段の定め</p> <p><b>(設立の認可等)</b></p> <p><b>第八条</b> 機構の発起人は、定款を作成し、かつ、発起人が割当てを受ける設立時発行株式を引き受けた後、速やかに、定款及び事業計画書を経済産業大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。</p> <p><b>第九条</b> 経済産業大臣は、前条の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一 設立の手続及び定款の内容が法令の規定に適合するものであること。</p> <p>二 定款に虚偽の記載若しくは記録又は虚偽の署名若しくは記名押印（会社法第二十六条规定の規定による署名又は記名押印に代わる措置を含む。）がないこと。</p> <p>三 業務の運営が健全に行われ、対象事業活動の推進に寄与することが確実であると認められること。</p> <p><b>(設立時取締役及び設立時監査役の選任及び解任)</b></p> <p><b>第十条</b> 会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p><b>(会社法の規定の読み替え)</b></p> <p><b>第十一条</b> 会社法第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十九条第一項第一号及び第九百六十三条第一項の規定の適用については、同法第三十条第二項中「前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前」とあるのは、「株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）第九条第二項の認可の後株式会社海外需要開拓支援機構の成立前は、定款」と、同法第三十四条第一項中「設立時発行株式の引受け」とあるのは、「株式会社海外需要開拓支援機構法第九条第二項の認可」と、同号中「定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名」とあるのは、「株式会社海外需要開拓支援機構法第九条第二項の認可の年月日」と、同法第九百六十三条第一項中「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十四条第一項（株式会社海外需要開拓支援機</p>
	<p>構法第十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。</p>



二 対象事業者に対する基金（一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第一百三十二条に規定する基金をいう。）の拠出

三 対象事業者に対する資金の貸付け

四 対象事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び対象事業者が保有する有価証券の取得

五 対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得

六 対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

七 対象事業者のためにする有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利に限る。）の募集又は私募

八 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣

九 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言

十 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項の営業秘密及び外国におけるこれに相当するものをいう。次号において同じ。）の開示

十一 前号に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること。

十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十六条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

十三 債権の管理及び譲渡その他の処分

十四 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十五 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

十七 前各号に掲げるものほか、機構の目的を達成するために必要な業務

二十二 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券（第二十六条第一項及び第二項において「株式等」という。）の譲渡その他の処分

二十三 機構が対象事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

二十四 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

二十五 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

二十六 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

二十七 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

二十八 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

二十九 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十 機構は、前項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十一 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十二 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十三 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十四 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十五 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十六 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十七 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十八 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

三十九 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

四十 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

四十一 機構は、前項の規定により支援基準を定めたときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を得なければならない。

（支援決定の撤回）

第二十五条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、前条第一項の規定による決定（次項において「支援決定」という。）を撤回しなければならない。

一 対象事業者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外國倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

二 機構は、前項の規定により支援決定を撤回したときは、直ちに、対象事業者に対し、その旨を通知しなければならない。

（株式等の譲渡その他の処分等）

第二十六条 機構は、その保有する対象事業者に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

二 機構は、経済情勢、対象事業者の事業の状況その他事情を考慮しつつ、平成四十六年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

三 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十六年三月三十一日まででなければならない。

（国の援助等）

第二十七条 経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者に対し、これらの者の行う事業の円滑かつ確実な実施に關し必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

二 前項に定めるもののほか、経済産業大臣及び国の行政機関の長は、機構及び対象事業者の行う事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

三 機構が債務の保証を行う場合におけるその対象となる貸付金の償還期限は、平成四十六年三月三十一日まででなければならない。

（第五章 国の援助等）

第二十八条 国は、対象事業活動支援その他の対象事業活動の円滑かつ確実な実施に寄与する事業を促進するためには、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

二 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

三 第二十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

三 第三十条 機構の剩余金の配当その他の剩余金の処分の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（第六章 財務及び会計）

第二十九条 機構は、毎事業年度の開始前に、その事業年度の予算を経済産業大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 前項の予算には、その事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類を添付しなければならない。

三 第三十一条 機構は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（政府保証）

第三十二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の第四条第一項の社債又は借入れに係る債務について、保証契約をすることができる。

（第七章 監督）

第三十三条 機構は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

